

8. 生活の流れ

時間	放課後の流れ	1日利用の流れ
8:00	学校	学童登園・自由時間
9:00		出席確認 学習
10:00		
11:00		自由時間
12:00		昼食・休憩
13:00		
14:00		自由時間
15:00	下校 宿題, 自由遊び	おやつ 掃除
16:00	出席確認 宿題, 自由遊び	自由時間
17:00	おやつ 自由時間	
18:00		学童保育終了時間
18:30		学童延長保育終了時間 (閉館)

※生活の流れは季節や行事, イベント等により変更することがあります。

9. 利用するにあたって

- 1) 基本的に, 他所の学童との併用はできません。
- 2) 学童を欠席する時は, 必ず保護者が学童まで連絡するようにお願いいたします。
- 3) 学童からの連絡は, マチコメモールでお知らせしますので学童登録後にマチコメモールの登録をお願いいたします。
- 4) 小学校の振替休日など, 平日の学校休業日は朝からの学童をご利用できません。
- 5) 小学校で行われる保護者の迎えによる「引き渡し訓練」の際は, 学童担当者による迎えはありません。
- 6) 年間を通して登録はできませんが, 利用定員(80名)に達した場合は締め切りとなります。特に, 長期休暇時は, 利用者の数が増えることが予想されます。その際は, 放課後の学童を利用されている方や低学年(1~3年生)のお子さんがいるご家庭, 1人親家庭のご家庭など, 家庭の状況も考慮しての優先受け付けを行います。申し込み者多数の日は, 申し込み頂いても利用できない日が出てくる場合もあります。ご了承ください。
- 7) 登園・降園時間を確認する為, 「放課後利用」の時は迎えにきた時, 「1日利用」の時は朝登園した時と迎えにきた時に登降園カードを使用してください。1日利用で早朝利用の際は, 玉里第二保育園の玄関に設置されているタブレット端末を使用してください。
- 8) 送迎の際は, 保護者の方が学童の玄関まで子どもと一緒に登園し, 迎えの際も子どもと一緒に降園するようにお願いいたします。
- 9) 個人の持ち物には, 必ず名前前の記入をお願いいたします。
- 10) トラブルの原因にもなりますので, 不要な物(玩具やお菓子, 金銭等)は持たせないでください。万が一, 不要な物を持ってきてしまい, それを紛失してしまっても責任は負いかねます。
- 11) 勤務先や緊急連絡先, 住所等が変更されたときは, ご連絡ください。
- 12) 民間放課後児童クラブ利用申込書の裏面に記入する「迎えに来る方」以外の方が迎えに来るときは必ずご連絡ください。連絡がないときは, お引き渡しできません。
- 13) 利用料を2カ月滞納した時は, 学童の利用ができなくなります。
- 14) 集団生活が困難であった時や他の児童や職員に危害を加えたりする時, 利用時間を守らないなど運営に支障が生じる時は, 利用の制限や停止をする場合があります。
- 15) 学童保育中(学校迎え時も含む)に集団で過ごすことが困難なときは, 保護者に迎えに来てもらうこともありえます。
- 16) コロナ禍の状況にあります。児童の安全を第1と考へ, 状況により受け入れ対象児童を制限することや家庭の状況等を考慮した受け入れになることもありえます。また, 感染の拡まりにより, 職員が同時に複数名感染したり濃厚接触者となった場合には, 自宅療養(待機)することとなり職員不足により, 臨時的に利用の自粛や休館となることもありえます。

社会福祉法人 照桑福祉会
放課後児童クラブ 玉里学園るんるん

茨城県小美玉市上玉里1243-1 TEL : 0299-57-2666 FAX : 0299-56-6764

令和5年度

子どもの時間

～泣いたり 笑ったり
大切な放課後を～



放課後児童クラブ 玉里学園るんるん

放課後児童クラブ玉里学園るんるん

玉里学園るんるんは、小学生を対象とした放課後児童クラブです。学校終了後の放課後の時間や長期休暇時、振替休日などの1日休みのときに家庭で過ごすのと同じように宿題をしたり、友達と遊ぶことその他、様々なイベントや体験を通して有意義に安心して過ごせる「遊びと生活の場」を提供しています。子どもは、様々な遊びや生活体験から「自立」すること、友達との遊びから「共生」すること、集団の中で「適応」することを学びます。子ども時代の豊かな遊びや生活体験は、人生の礎となります。子ども達の生きる力を育めるよう職員一同「子ども達の為に」を合言葉に日々、育成支援に努めています。

1. 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している1年生から6年生の児童

※労働等の「等」とは

- ①保護者が妊娠中または産後間もないとき
- ②保護者が病氣負傷または、心身に障がいがあるとき
- ③病氣や心身に障がいのある親族などの看護、親の介護などで子どもを安全に保育できないとき 等

★子どもを安全に見守ることが困難な状況の時には、遠慮なくご相談ください。

2. 登録の方法

登録には、次の①～⑥の書類等を揃え、児童の担当まで提出してください。

- ① 民間放課後児童クラブ利用申込書（・表と裏面の記入・学年は令和5年4月からの新学年で記入）
- ② 就労証明書（自営業の方は、自営業用の証明書をお渡します。）
- ③ 児童の状況について
- ④ 保険証（児童）のコピー
- ⑤ 年間登録料 1,500円（保険料、登降園カードシステム代込み）
- ⑥ 自動払込利用申込書

※自営業や農業に従事している場合は、後日確定申告後に「確定申告書」または「市・県民税申告書」の写しを添付してください。

※出産・障がい・疾病・看護等の場合は、母子健康手帳・身体障害者手帳・入院申請書等の内容の確認できる書類の写しを添付してください。

※小学校で特別支援学級を利用されている方は「③児童の状況について」の備考の欄に利用状況を記入してください。

★受付期間

令和5年1月20日（金）～令和5年2月10日（金）

※土日、祝日を除く9:30～18:00に受付（児童の建物の建物で受け付けます）

※玉里学園るんるんは、年間を通して随時登録することが可能ですが、4月初めの1学期が始まるまでの春休み期間を利用予定の方は、受付期間内に登録書類等を提出され登録が完了された方に限りです。

3. 令和5年度対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（年度ごとの更新になります。）

4. 利用区分と開設日、開設時間について

利用区分	開設日	開設時間
半日（放課後）利用	学校授業のある月～金曜日	放課後～18時00分まで
	長期休暇や振替休日等	※延長保育有り（18時30分まで） 8時～18時00分まで
1日利用	月～金曜日	※早朝預かり（7時～）、延長保育有り（18時30分まで） 8時～17時
	土曜日利用	※早朝預かり（7時～）、延長保育有り（18時まで）

※土曜日利用は、玉里第二保育園の行事（運動会、保育発表会等）で、預かりが無くなることもあります。

5. 開設日

日曜日、国民の祝日、お盆期間、年末年始、インフルエンザ等での学級閉鎖、感染症対策や台風、降雪等の自然災害で小学校が休校になった場合。その他、玉里第二保育園の行事や学童職員の研修等で臨時閉設することもあります。※職員不足（感染症等）により利用の自粛や臨時休館となることもあります。

6. 利用料金について

利用料金は日額になり、利用料金のお支払いは、1ヶ月単位の口座引き落としとなります。利用した月の分の保育料は翌月の15日、再度引き落としは25日となります（土日及び祝日の場合は翌日）。請求書は、引き落とし日前までにお渡しするようにします。

1) 半日（放課後）利用

半日（放課後）利用	小美玉市内在住	小美玉市外在住
放課後～	18:00まで	250円
	18:15まで	350円
	18:30まで	550円
		小美玉市外在住
		500円
		600円
		800円

2) 1日利用（長期休暇、振替休日等）

1日利用利用	小美玉市内在住	小美玉市外在住
8:00～	18:00まで	500円
	18:15まで	850円
	18:30まで	1,500円
		小美玉市外在住
		1,000円
		1,350円
		2,000円

※1日開設日での12時前の迎え、12時以降の利用は半日料金になりますが、延長利用料金は1日利用分の料金になります。

3) 土曜日利用（月2回の学童保育となります。開設日は、令和5年3月中に書面等でお伝え予定です。）

土曜日利用	小美玉市内在住	小美玉市外在住
8:00～	17:00まで	1,000円
	17:15まで	1,500円
	17:30まで	2,000円
	17:45まで	2,500円
	18:00まで	3,000円

※土曜日保育の利用希望者は、その月の最後の水曜日までに次の月に利用する「土曜保育希望届」を学童担当まで提出してください。

4) 早朝利用

7:00～7:59	1回	300円
-----------	----	------

※早朝時間の預かりは、玉里第二保育園になります。8時になりましたら学童の職員と一緒に建物まで移動します。

5) バス料金

小川南小		小川北義務教育学校	
1回	120円	1回	200円
5回以上	1,800円	5回以上	3,000円

※玉里学園の子ども達は、学童職員が迎えに行きます。学童を休む時は担当までご連絡ください。

6) その他

学童保育での体験活動や長期休暇中のイベントや行事等で、保育料以外での参加料等が発生することもあります。

7) 保護者負担金（利用料金）の減免について

・保護者負担金（利用料金）は、以下のいずれかの項目に該当する場合のみ、「保護者負担金減免申請書」を提出することによって免除または減額となります。

- ① 生活保護法によって生活保護を受けている世帯
- ② 母子または父子家庭の世帯で住民税が非課税の世帯
- ③ 世帯内に障がい児（者）のいる世帯で住民税が非課税の世帯
- ④ 住民税が非課税の世帯
- ⑤ 母子または父子家庭もしくは障がい児（者）のいる世帯で住民税が均等割のみの世帯

※審査の結果、減免にならない場合（却下）があります。また、減免の決定は年度毎となりますので、希望される場合は必ず年度毎に申請してください。

※令和5年度より、減免の対象となった方も延長保育利用料金はお支払いいただくこととなります。

7. 持ち物

- 1) 放課後利用・・・学校に持参している学用品を使用
- 2) 1日利用・・・学習道具、水筒、弁当、帽子、着替え（夏場の時期）

※学童保育に必要なのおもちゃやぬいぐるみ等は持たせないで下さい。